

国民健康保険税率などの改正について

■ 制度改正の背景

平成27年に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、厳しい財政運営が強いられている市町村国民健康保険は、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体とし、都道府県単位化することにより、安定的な財政運営と効率的な事業展開を行うこととなりました。

これまで、市町村が必要な医療費などを推測して国民健康保険税（以下、国保税）率などを定め、賦課徴収を行ってきましたが、都道府県単位化に伴い、平成30年度以降は県が算定し示す事業費納付金を支払うために、市町村が国保税率などを定めて賦課徴収する仕組みに変わりました。

今回の改正に伴い、医療分の賦課方式についても見直しを行い、資産割は景気の影響を受けない安定した財源ですが、時代の流れとともに加入する被保険者の就業形態などが大きく変わり、資産割に対する不公平感などにより、全国的にも資産割を賦課する市町村が減っていることや、県が行う事業費納付金の算定にあたり、標準賦課方式を3方式としている現状などを踏まえ、資産割を賦課しない3方式へ変更します。なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分の賦課方式については、これまでどおり所得割と均等割の2方式で変更はありません。

■ 平成30年度国保税率

県が示す郡上市の事業費納付金の確定により、下記の表のとおり国保税率を改正します。

資産割を賦課しない3方式への変更に伴い、所得割の税率が引き上げられるため、過度に負担増となる世帯が著しく増加しないよう、基金の取り崩しなどを行い、負担増の抑制に努めました。

《改正前》

	区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
平成29年度 国保税率 (年額)	医療給付費分	5.44%	29.70%	28,000円	25,300円
	後期高齢者支援金分	2.06%	—	11,600円	—
	介護納付金分(※)	1.76%	—	14,400円	—



《改正後》

	区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
平成30年度 国保税率 (年額)	医療給付費分	5.60%	—	25,500円	20,000円
	後期高齢者支援金分	2.20%	—	14,000円	—
	介護納付金分(※)	1.80%	—	16,700円	—

- **所得割**：前年の所得に対して賦課される金額
- **資産割**：郡上市の固定資産税額に対して賦課される金額
- **均等割**：被保険者1人あたりに賦課される金額
- **平等割**：世帯に賦課される金額

※介護納付金分は40～64歳の人に賦課されます。



■ 課税限度額について

国保税の課税限度額については、被用者保険におけるルール（※）とのバランスを考慮し、超過世帯割合が1.5%に近づくよう課税限度額を国が計算し、段階的に引き上げています。

平成30年度においては、高齢化の進展などによる医療給付費などの増加が見込まれる中、保険料負担の公平を図る観点から、下記のとおり改正します。

※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が、1.0～1.5%（平成28年度より0.5～1.5%）の間となるよう法で定められています。

《改正前》

平成29年度 課税限度額	区 分	限度額
	医療給付費分	54万円
	後期高齢者 支援金分	19万円
	介護納付金分	16万円



《改正後》

平成30年度 課税限度額	区 分	限度額
	医療給付費分	58万円
	後期高齢者 支援金分	19万円
	介護納付金分	16万円

■ 低所得世帯の軽減基準の拡充について

国保税には低所得世帯を対象に、その基準に応じて負担が軽減される制度があります。

世帯主（世帯主が国保加入者でない場合も含む）及びその世帯の国保加入者の総所得金額の合計が基準以下の世帯では、「均等割」「平等割」が一定の割合で軽減されます。5割、2割軽減について判定基準額を拡大し、対象を広げます。

軽減率	所得の条件
7割軽減	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が33万円以下
5割軽減	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円 + (27.5万円 × 国保加入者数) 以下 ※下線部を昨年度より5千円拡充
2割軽減	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円 + (50万円 × 国保加入者数) 以下 ※下線部を昨年度より1万円拡充



■ 平成30年度課税額の通知について

国保税は、毎年度10期に分けて納入していただいておりますが、納税の通知は、まず第1期と第2期を仮算定通知として6月に通知します。仮算定通知の金額については、平成29年度にお支払いいただいた国保税年税額を10分の1にした金額を2回納入いただきます。

平成30年度の税率が反映されるのは、8月に通知します第3期以降の本算定通知となります。そのため、第1期、第2期にお支払いいただいた金額と、第3期以降の金額に差が生じる場合がありますが、今回の税率改正の影響だけでなく、各個人の所得状況・世帯状況などでも変わってきますので、通知が届きましたら必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

	納 期	納期限
仮算定 通知	第1期	平成30年7月2日
	第2期	〃 7月31日
本算定 通知	第3期	〃 8月31日
	第4期	〃 10月1日
	第5期	〃 10月31日
	第6期	〃 11月30日
	第7期	〃 12月25日
	第8期	平成31年1月31日
	第9期	〃 2月28日
	第10期	〃 4月1日

ご不明な点がございましたら、健康福祉部保険年金課（☎67-1822）または、最寄りの振興事務所振興課までお問い合わせください。